

現行漁場計画からの変更点の概要

1 「漁業の名称」に関するもの

- 漁協の意向を踏まえて、次の漁業を削除する。
 - ・内共第5号（早川漁協） あゆ漁業及びこい漁業
 - ・内共第15号（西湖漁協） やまめ漁業

2 「漁場の区域」に関するもの

- 内共第4号（富士川漁協）の「漁場の区域」を約750m下流に、県境に沿って拡大する（富士川の河川中央部にある県境の上流端となっている「漁場の区域」の基点を下流端に変更する）。

（変更理由） 静岡県において、富士宮市内の富士川本流に新たに漁業権が設定されることになり、漁協の意向を踏まえて、漁協間の境界を静岡県等と協議した結果、変更するもの

3 漁業権に付す「制限又は条件」に関するもの

- 「治水上必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと」という制限又は条件を削除する。→ 行政指導事項として対応
- おおくちばす漁業に係る流出予防、生体での持出禁止等の制限又は条件を削除する。→ 漁協や遊漁者に対して一定の強制力をもつ漁業法第67条に基づく内水面漁場管理委員会指示で対応することを協議

（削除理由） 以下のとおり法的に不相当であるため

- ・制限又は条件に違反して漁業を営んだ者は、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金とされ、制限又は条件が犯罪の構成要件の一部となっており、罪刑法定主義の原則を踏まえると、厳格な運用が必要であること（制限又は条件の違反は、免許の取り消しではなく犯罪となること。国では、安易に制限又は条件を付すことは適当でないとしている）
- ・罰則の対象が「漁業を営んだ者」と規定されていることから、本来、漁業権の制限又は条件は、漁業の取締りに関して付されるものであること（例えば、漁獲量や養殖施設の大きさ等の制限など、漁業者に対して刑罰をもって強制する必要のあるもの）
- ・漁業権の制限又は条件は、漁協を拘束するものではなく、また、遊漁者を取り締まるものでもないこと（現在の制限又は条件に法的な効果や強制力はない）

4 その他の修正（実質的な漁場計画の内容に変更はないもの）

- 市町村合併に伴う市町村名等の訂正、橋等を特定する方法の変更、河川の呼称変更など、所要の修正を行う。